

東京都の融資制度に連動した支援制度の開始について

1 経緯

本区では5年間無利子の新型コロナウイルス対策緊急融資制度を令和2年3月に新設し、区内中小企業の支援に努めているところである。

このほど、国の補正予算成立を受けて、国費で3年間無利子となる融資制度「感染症対応融資（全国制度）」が東京都に設けられることとなった。

については、国及び東京都の制度を活用して支援の拡充を図ることとし、新たに、東京都の融資制度に連動した支援制度を開始することとする。

2 支援制度の概要

新型コロナウイルス対策緊急融資制度の対象である区内中小企業が、区の取扱金融機関で東京都の融資制度を利用した際に、東京都の融資制度では対象とならない4年目及び5年目の利子補給に着目し、次のとおり支援金を給付する。

(1) 給付金額 10万円以内

(2) 給付対象 ①東京都の「感染症対応融資（全国制度）」の実行を受けること。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少していること。

③区内に1年以上住所又は主たる事業所を有するとともに、1年以上事業を営んでいること。ただし、法人の場合は区内に登録上の本店所在地を有すること。

3 今後の予定

区の取扱金融機関窓口及び区ホームページ等で周知し、東京都の融資制度を利用した区内中小企業からの申請を受けて、支援金を順次給付する。

以 上

<参考>新型コロナウイルス対策緊急融資制度

(1) 限度額 1,000万円以内

(2) 貸付期間 5年以内（据置1年以内）

(3) 使 途 運転資金

(4) 貸付金利 5年 無利子（区全額負担1.8%）

(5) 融資対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少していること。

②区内に1年以上住所又は主たる事業所を有するとともに、1年以上事業を営んでいること。ただし、法人の場合は区内に登録上の本店所在地を有すること。